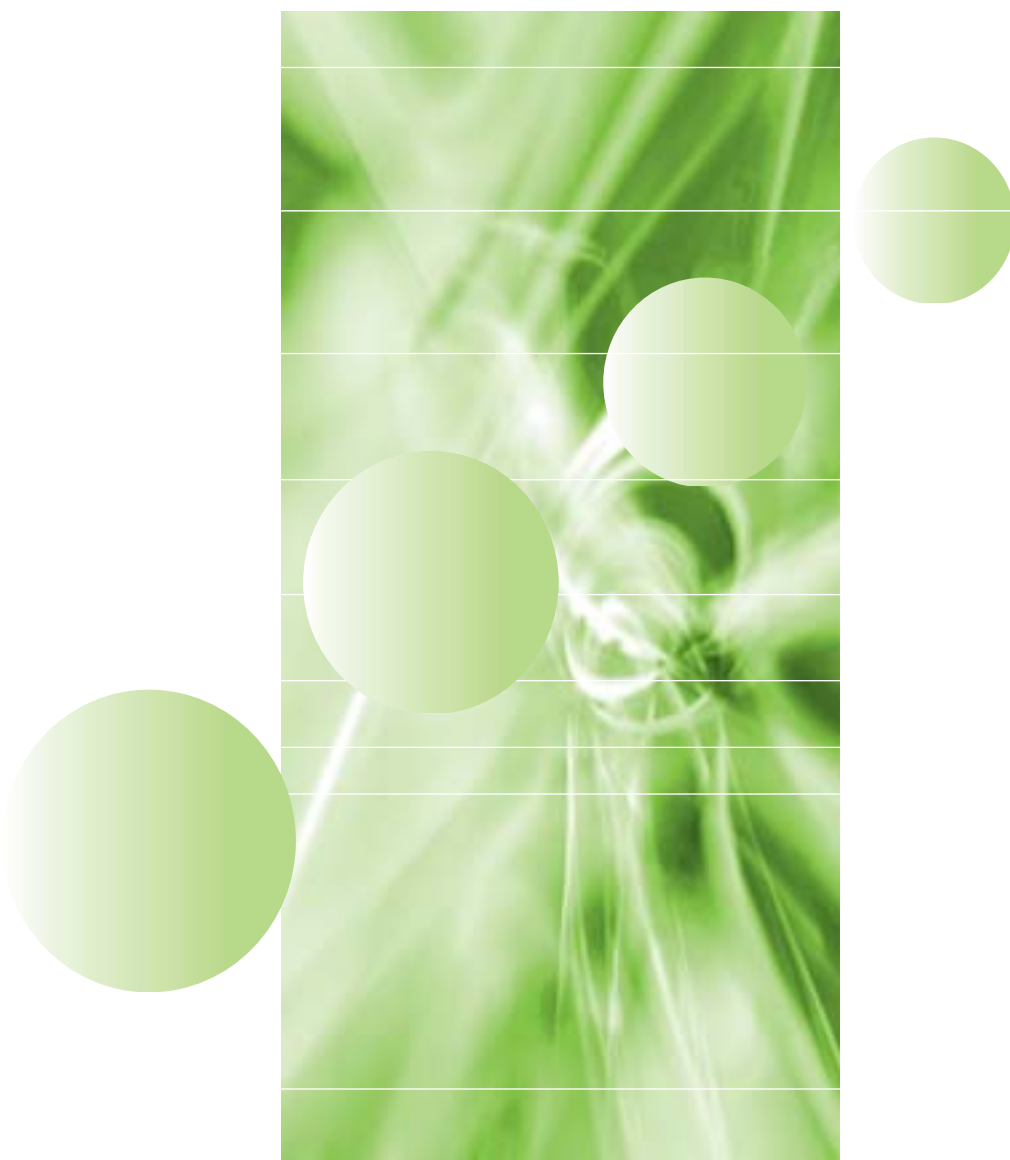


郵政民営化と郵便貯金の あり方について



平成16年2月

全国銀行協会

要 旨

- ・ 2001年4月の財政投融资改革により、郵便貯金の資金運用部への全額預託義務が廃止されたことや、民間金融機関の店舗・ATM等のネットワーク網の充実等を考慮すると、「簡易で確実な少額貯蓄手段の提供」を国営の郵便貯金が行う意義はもはやない。
- ・ 現状の巨大な規模を維持したまま郵便貯金を民営化しても、国民経済的な課題が解決するわけではなく、金融システムの安定性確保などの観点からは、本来は国営の郵便貯金事業を廃止することが望ましい。一方で、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点も踏まえ検討する必要もあり、郵便貯金事業の改革にあたっては、郵便貯金の機能毎に国民経済的観点から対応を検討することが必要である。
- ・ 郵便貯金の機能のうち、定額貯金等により自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能については、既に役割を終えており、リスクの圧縮を図る観点からも廃止することが適当である。一方、決済サービスを提供する機能や国債等の金融商品の販売機能については、利用者利便の確保などの観点から、存続させることが現実的である。
- ・ 決済サービス機能や金融商品販売機能を担うのは、官業ではなく民営化された郵便貯金であるが、その場合も、「官業ゆえの特典」の完全廃止、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化が求められる。政府出資が残る場合は、リスクを回避すべく貸出業務を行わず、決済機能等に限定したナローバンクとし、一定の預入限度額を設定すべきである。

〔以上を踏まえた具体的な改革案の概要〕

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止

定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離

改革後の郵便貯金（ポストバンク）は貸出業務を行わないナローバンクとし、通常貯金を受入れ、国債等安全資産を中心に運用することで決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じサービスを提供

ポストバンクについては、「官業ゆえの特典」の廃止（政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務、民間金融機関と同一の規制・監督）や適切な地域分割を実施

雇用や郵便局ネットワークの効率化に対する激変緩和措置として、最長10年にわたり、整理勘定の運用益の一定額をポストバンクに補助金として交付

目 次

1．はじめに	1
2．郵便貯金事業に関する基本認識	2
3．郵便貯金事業改革の方向性	4
(1) 現状を維持したままでの民営化の問題点	
(2) 郵便貯金の機能と改革の方向性	
(3) 改革にあたっての留意点	
4．具体的改革案のイメージ	8
(1) 定額貯金等の新規受入の停止	
(2) 定額貯金等の整理勘定への分離	
(3) ポストバンクの業務内容	
(4) ポストバンクの経営のあり方	
(5) 郵便局ネットワークの活用と激変緩和措置	
5．経済財政諮問会議の基本原則との関係	10
6．おわりに	12
参考資料	14

1. はじめに

全銀協は、2002年11月に「郵便貯金事業の抜本的な改革を求める私どもの考え方」をとりまとめるなど、郵便貯金事業について、一日も早い抜本的改革、すなわち、「郵便貯金事業の廃止もしくは民間金融機関との公正な競争を確保したうえでの民営化」が必要であると主張してきました。

郵政民営化問題については、2003年11月の衆議院議員選挙における自由民主党の政権公約（小泉改革宣言）において、2007年4月から日本郵政公社を民営化することが謳われたほか、衆議院議員選挙後に発足した第二次小泉内閣における基本方針として、「郵政事業を平成19年〔2007年〕から民営化する。このため、来年秋頃までに民営化案をまとめ、平成17年〔2005年〕に改革法案を国会に提出する」ことが明言されています。

これを受け、現在、政府の経済財政諮問会議では、竹中経済財政政策担当大臣から出された基本原則（5原則）に則って、郵政民営化に関する検討が進められているところです。

このように、郵政民営化が政府における重要かつ現実的な政策課題となっている状況に鑑み、銀行界としても、郵政民営化が金融システムの安定化や経済活性化といった政府の方針と整合的なものとなるよう、また、国民の理解が得られるようなものとなるよう、郵便貯金事業の抜本的改革に関して、より具体的な提言を明らかにする必要があります。

そこで全銀協は、昨年12月に基本的な考え方と具体的改革案からなる「郵政民営化と郵便貯金のあり方について（骨子）」を公表いたしました。この小冊子は、その骨子に参考となる計数や資料等を加えたもので、私どもの考え方をよくご理解いただき、今後の検討のベースとしていただく目的で取りまとめたものです。

2. 郵便貯金事業に関する基本認識

郵便貯金事業については、1875年（明治8年）、イギリスを範に産業振興の資金調達等を目的とした国営事業として創業され、民間金融機関の発達が十分でなかった時期において、国民に簡易で確実な少額貯蓄手段を提供してきました。さらに、こうして集めた資金を、財政投融資制度を通じて社会資本の整備や、企業等への資金供給に活用するなど、過去においては、一定の役割を果たしてきたことも事実です。

しかし、経済のキャッチアップ段階が終焉して久しいわが国においては、市場を通じた資源配分の重要性が高まってきており、財政投融資のあり方の見直しが求められるようになってきました。このため、2001年4月には財政投融資改革が実施に移され、その原資となってきた郵便貯金についても資金運用部への全額預託義務が廃止され、民間金融機関にはない郵便貯金事業の特別な役割はなくなりました。

加えて、民間金融機関の拠点のない市町村は全国3,207市町村中7村であり、ATM等のネットワーク網も統合ATMシステムによるATMの相互接続やコンビニATMの活用などで十分充実したこと、また、預金保険制度等のセーフティネットも整備されたこと、などを考慮すると、「簡易で確実な少額貯蓄手段の提供」を国営の郵便貯金が行う意義はもはやなくなっていると言わざるを得ません（参考資料1）。

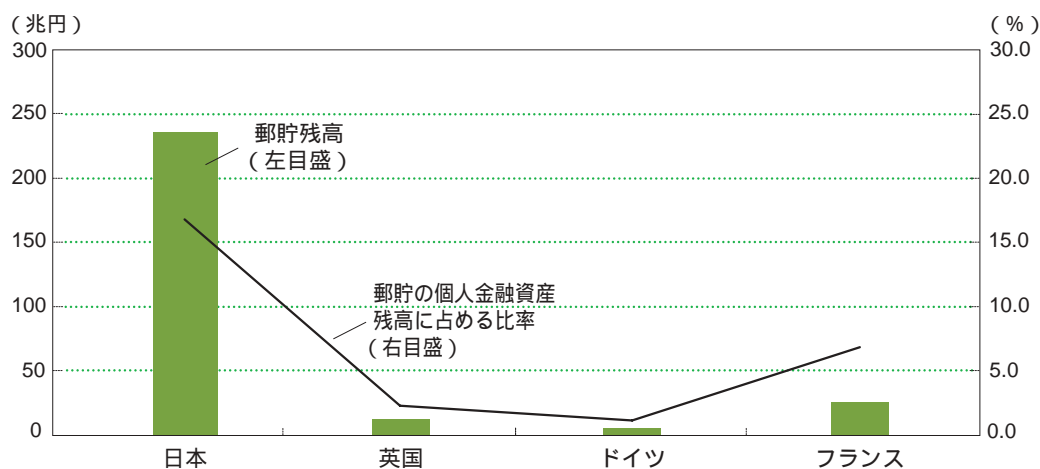
しかし、現実には、郵便貯金はなお約230兆円と諸外国に例をみない規模を有しています（資料1）。また、2003年4月の郵政公社化においても、郵便貯金への無償の政府保証、納税義務の免除、などの「官業ゆえの特典」は残されたままで、民間金融機関との競争条件は異なったままです（資料2）。

こうした巨額の資金を市場原理の埒外に置くことで、わが国の金融資本市場における公正な価格形成を歪めるとともに、経済の活力を高める効率的な資源配分を阻害しています。

さらに、政府の支払保証が継続する以上、運用の失敗は国民負担に直結するという問題もあります。現在の郵便貯金のビジネスモデルは、金利固定かつ預入期間10年でありながら半年経過すれば預け替え自由という、市場原理と相容れない定額貯金を主たる資金調達手段としており、その運用は容易ではありません。今後、自主運用が拡大するにつれ、国民はますます大きなリスクに晒されることとなります。

以上のように、郵便貯金がその存在意義を失ったにもかかわらず、依然として巨大な規模で存在することは、構造改革を推進し自由で活力あふれる経済社会を構築していくうえで、大きな問題だと言わざるを得ません。

資料1 郵便貯金の国際比較



資料：日本銀行「金融経済統計月報」、各機関ディスクロージャー誌等

(注1) 郵便貯金残高の計数は、日本と英国は2002年度末、ドイツは2002年末、フランスは2001年末の計数。
個人金融資産残高に占める比率は、日本と英国は2002年度末、ドイツは2002年末、フランスは2001年末の数値。

(注2) 米国では1966年、カナダでは1968年に郵便貯金は廃止。

資料2 「官業ゆえの特典」の推計額の推移

(単位：億円)

年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
経常費用としての税	1,269	1,425	1,863	1,219	1,701	1,337	1,285	1,096	1,306	1,273
預金保険料	204	220	1,660	1,793	1,889	2,021	2,122	2,184	2,099	2,010
準備預金相当分の運用利子	920	1,029	847	847	698	514	607	605	387	335
法人税・住民税等	0	0	3,021	4,540	750	0	0	0	2,332	6,130
官業の特典(合計)	2,393	2,675	7,391	8,399	5,039	3,872	4,014	3,885	6,125	9,748
累計金額	2,393	5,068	12,459	20,858	25,897	29,769	33,783	37,667	43,792	53,540

資料：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、「郵便貯金」(郵便貯金のディスクロージャー冊子)等

(注) 経常費用としての税とは、法人税・住民税等以外の税金(固定資産税、印紙税等)。

3. 郵便貯金事業改革の方向性

(1) 現状を維持したままでの民営化の問題点

このように、郵便貯金事業の抜本的改革が必要であることは明らかですが、少なくとも、現状の巨大な規模を維持したまま郵便貯金を民営化しても国民経済的な課題が解決するわけではありません。いわゆるオーバーバンキングの深刻化や地域金融の健全性維持への懸念も大きく、地域の活性化にもかえってマイナスとなりかねません。さらには、間接金融の比重を一段と高めることから、複線的金融システムへの再構築を目指す金融システム改革の方向性にも反することになります(資料3、4)。

加えて、市場原理と相容れない定額貯金で調達した資金を自主運用するリスクは非常に大きく、10年固定金利の国債を中心に運用するというビジネスモデルを維持したまま民営化するとした場合、今後の金融市場の環境を考えると安定的な収益確保には困難が予想されます。また新たに貸出業務に参入することは多大なるコストと時間を要するばかりでなく、参入環境も資金需要の半ば構造的な低迷の下で大変厳しいといえます。このため、結果的に民営の事業として成り立たないという懸念も否定できません。現在の巨大な規模で郵便貯金事業が経営困難に直面した場合、金融システムの不安定化、国民負担の増大を招くおそれがあります。

資料3 金融システム改革に関する政府提言

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002〔2002.6.25閣議決定〕(抜粋)

預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。

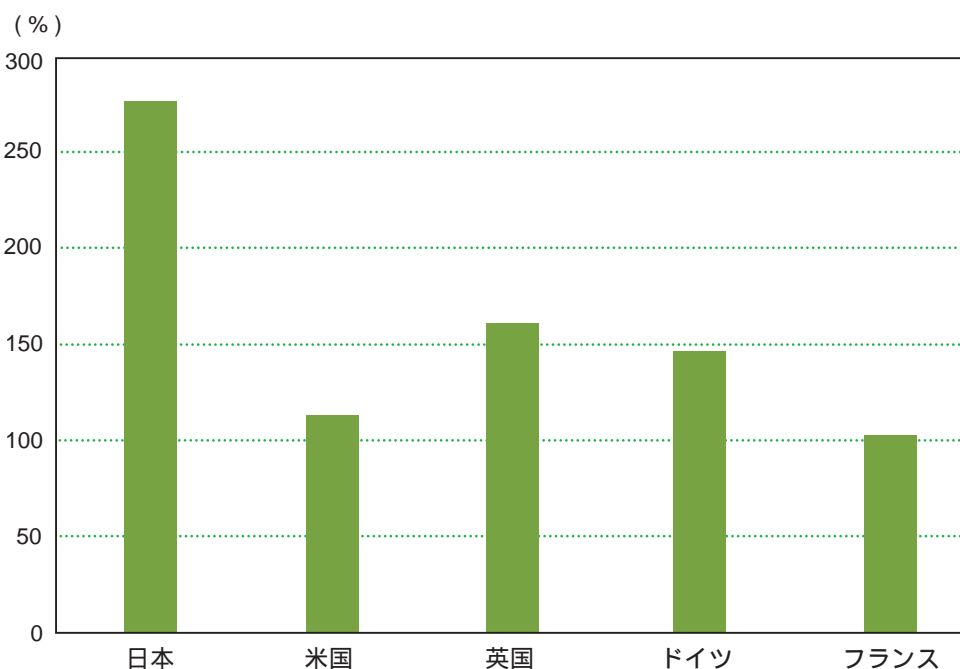
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003〔2003.6.27閣議決定〕(抜粋)

資金の面でも「官から民へ」流れが戻り、家計の豊富な金融資産が民間の成長分野に円滑に投資されるよう改革する。

中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン〔金融審議会答申2002.9.30〕(抜粋)

経済環境の変化等に伴う金融システムに対する要請に応えるためには、我が国の金融システムを、産業金融モデルも存続するが、市場金融モデルの役割がより重要になるという意味で、市場機能を中核とする複線的金融システムへと再構築することが必要である。

資料4 主要国の金融機関貸出の対GDP比



資料：日本銀行調査統計局「資金循環統計の国際比較」2003年12月
およびIMF "International Financial Statistics Yearbook 2003"

(注) 金融機関には預金取扱金融機関とその他金融機関を含み、保険・年金基金を含まない。

(2) 郵便貯金の機能と改革の方向性

将来に亘って金融システムの安定性を確保するとともに、活力ある金融市場や金融取引を実現するといった観点からみると、もはや国営の郵便貯金事業を維持する理由はなく、本来は廃止することが望ましいと考えられます。特に、地域金融の健全性を確保するうえでは、郵便貯金事業を段階的に廃止し、円滑に民間システムに統合していくことが求められています。一方で、利用者利便や郵便局ネットワークの有効活用といった観点も踏まえ検討する必要もあり、郵便貯金事業の改革にあたっては、あるべき姿を見据えつつ郵便貯金の機能毎にその今日的意義を踏まえ、広く国民経済的観点から対応を検討していくことが現実的であると考えられます。

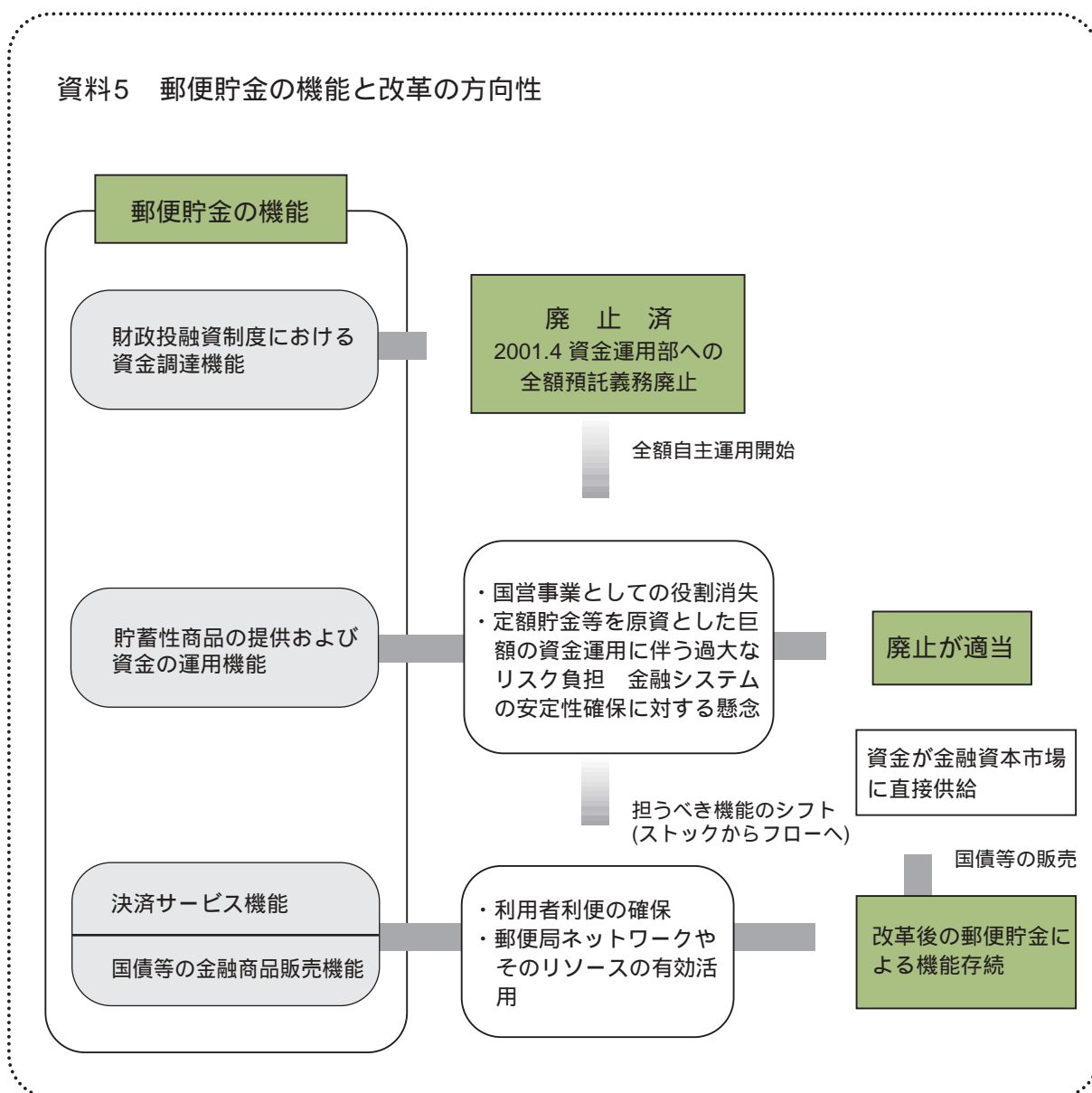
郵便貯金が果たしてきた機能を整理すると、既にみたとおり財政投融资制度における資金調達機能は廃止済みであり、現状において残されている機能は、定額貯金に代表される貯蓄性商品を自ら提供し集めた資金を運用する機能のほか、日常資金の入出金を含む決済サービスの提供機能や国債等の金融商品の販売機能があります。

郵便貯金の機能のうち、自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能については、既に役割を終えたと考えられます。いわゆるオーバーバンキングの下で新たに貸出業務等に参入

しその機能を強化していくことに国民経済的意義はありません。また、こうした機能が残れば自ら大きなリスクをとることになりかねず、金融システムの安定性確保という観点からみても、廃止することが適当です。さらに、郵便貯金がこれまで国営事業として築き上げてきたネットワークやブランドイメージ等のリソースを改革後の郵便貯金会社がそのまま活用することから考えても、こうした業務・機能面の制約は認められるべきものと考えられます。

郵便貯金の肥大化をもたらした機能が国債等の金融商品販売機能にシフトすれば、家計の貯蓄が金融資本市場に直接供給され、市場原理に基づく活発な競争を通じ、よりよい金融サービスの提供につながることも期待されます。また、このことが、リスクマネーの増加や複線の金融システムへの移行を促し、日本経済そのものを新たな成長軌道に乗せる原動力になります。

資料5 郵便貯金の機能と改革の方向性



これに対し、決済サービスや国債等の金融商品販売、郵便局に備置されたATMの民間金融機関への開放は、利用者利便の確保のほか、身近にある郵便局ネットワークやそのリソースの有効活用の観点から、存続させることが現実的だと考えられます。こうした機能を残しても、それに伴うリスクは限定的であり、自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能に比べはるかに小さいだけでなく、国債や投資信託、個人向けの信託商品の販売などに取り組みれば、国民の貯蓄を預貯金から金融資本市場に誘導する意義も大きく、国債の円滑な消化にも資すると考えられます。

(3) 改革にあたっての留意点

ただし、決済業務や国債等の金融商品の販売機能を維持する場合、当然のことながら、その機能を担うのは市場原理と相容れない「官業」ではなく、民営化された郵便貯金（株式会社）となります。また、この場合、民間金融機関との公正な競争を確保するためには、「官業ゆえの特典」の完全廃止、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化、が求められます。加えて、政府出資がある場合は、リスクを極力抑制し国民負担の顕在化を防ぐため、一定の預入限度額を設定し、貸出業務への参入は認めるべきではありません。なお、国営公社のままで、業務範囲の拡大が認められるべきではありません。

民営化した郵便貯金のあり方を考えるにあたっては、政府出資の有無により区分する必要があります。政府出資がなければ、預入限度額の設定や業務範囲の制限を行う理由はありませんが、政府出資がある場合は、決済機能等に限定したナローバンクとするべきです。また、ナローバンクとすることで資金が自然な形で金融資本市場に流れ、肥大化した郵便貯金の適正規模化が進み、民間市場へのより円滑な統合が可能となります。

なお、郵便貯金事業の改革を検討するにあたっては、国債市場への影響を十分に考慮する必要があります。現在、郵便貯金事業は大量の国債を保有していますが、自ら貯蓄性商品を提供し集めた資金を運用する機能を廃止しても、既存の定額貯金等の払出しに最長10年かけることから、資産側の国債が一定の時間をかけて徐々に民間市場に還流するように万全を期すとともに、適切な国債管理政策のもと、市場実勢を反映した発行条件の設定や商品性の多様化などの工夫により、新発国債の市中での安定的消化を十分可能にすべきと考えられます。さらに、郵便局において、個人向け国債を積極的に販売することや、郵便貯金本体から切り離され整理勘定に移される既存の定額貯金等の運用を国債中心にすることにより、国債市場にも配慮した仕組みづくりは可能です。

4．具体的改革案のイメージ

郵便貯金事業の改革を進めるにあたり直ちに取り組むべき措置として、以下のような案が考えられます(資料6、参考資料2)。

(1) 定額貯金等の新規受入の停止

改革の方向性を踏まえれば、まず、市場原理と相容れない定額貯金など、決済に利用される通常貯金を除く貯金の新規受入を停止することが必要となります。

(2) 定額貯金等の整理勘定への分離

既存の定額貯金等約180兆円(2002年度末計数)については、同額の資産とともに本体から切り離した整理勘定に分離し、廃止します。整理勘定に分離した定額貯金等については、満期まで国の支払保証を付し、その払い戻しは郵便局の窓口を通じて行います。その際、払い戻し事務に対する手数料を整理勘定から改革後の郵便貯金(ポストバンク)に支払います。整理勘定においては、資金繰りを円滑に行うため、国債を担保とした財政投融资からの借入枠を設定します。そのうえで、定額貯金等の払い戻しに応じ、市場への影響に十分配慮して国債を売却します。

整理勘定に損失が生じた場合は、国の支払保証がついている以上、財政で補填することとなりますが、新規受入を停止すれば、高金利の定額貯金への預け替えリスクはなくなり、運用のリスクも縮減されます。なお、貯金払戻し完了後に余剰が生じた場合は国庫に納付します。

(3) ポストバンクの業務内容

政府出資が残るポストバンクは、ナローバンクとして、これまで述べてきたように、極力リスクを抑えるとともに郵便局ネットワークを活用した業務展開を行います。具体的には、決済性預金(決済機能)を提供し国債等による運用を行うほか、国債や他の民間金融機関の金融商品販売を担い、手数料収入を得ます。民間の決済システムに加入しますが、一定の預入限度額を設定し、貸出業務への参入は認めません。

(4) ポストバンクの経営のあり方

運用の難しい定額貯金等が切り離されたポストバンクは、抱えるリスクが小さくなり、経営の健全性を確保しやすくなります。ポストバンクの規模は55兆円程度(2002年度末計数)に縮小し、適切な地域分割をあわせて実施します。また、ポストバンクの資産規模縮小は、自己資本の問題の改善にも資するといえます。

ポストバンクは、政府が出資する株式会社としてスタートすることになりますが、その段階で「官業ゆえの特典」を廃止(政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務、民間金融機関と同一の規制・監督)します。

資料6 具体的改革案のイメージ図

現状の郵便貯金

日本郵政公社
【三事業兼営の国営公社】

(業務内容)

- ・ 通常貯金、定額貯金等の提供
- ・ 財投預託金、国債等による運用
- ・ 決済サービスの提供

(民間決済システムから独立)

- ・ 国債の販売

(経営のあり方)

- ・ 三事業一体の運営
- ・ 全国一体の運営
- ・ 官業ゆえの特典を享受

(政府保証、納税免除、民間とは異なる規制・監督)

改革後の郵便貯金

ポストバンク
【株式会社化されたナローバンク】

(業務内容)

- ・ 通常貯金の提供
- ・ 国債等による運用
- ・ 決済サービスの提供

(民間決済システムへの加入)

- ・ 国債や民間金融商品の販売
- ・ 定額貯金等の払戻事務の代行

(経営のあり方)

- ・ 三事業の分離

(ただし、郵便局を通じて引き続き三事業のサービスを提供)

- ・ 適切な地域分割を実施
- ・ 官業ゆえの特典を廃止

通常貯金の提供、決済サービス、国債の販売はポストバンクが継承

定額貯金等の新規受入を停止し既存契約分とそれに見合う資産を移管

整理勘定

- ・ 分離した定額貯金等は満期まで国が支払保証
- ・ 定額貯金等の払戻しに応じ国債を売却

雇用や郵便局ネットワークへの激変緩和措置として、整理勘定の運用益の一定額を補助金として交付

(5) 郵便局ネットワークの活用と激変緩和措置

なお、郵政民営化の全体像については、例えば、郵便局の保有・管理は郵便ネットワーク会社が行い、ポストバンクは、郵便局の一定スペースを郵便ネットワーク会社から賃借しサービスを提供することで、顧客は引き続き郵便局で三事業のサービスが利用可能とすることが考えられます。雇用や郵便局ネットワークの効率化に対する激変緩和措置として、整理勘定において生じる運用益については、時限を区切ったうえで（最長10年）、ポストバンクに一定額を補助金として交付することが考えられます。激変緩和措置としての補助金は、拠点維持コストに応じて各ポストバンクに配分され、賃借料の支払いを通じ郵便ネットワーク会社の収益になります。

5. 経済財政諮問会議の基本原則との関係

この具体的改革案は、竹中経済財政政策担当大臣から提示された基本原則（資料7）に照らしてみても、以下の通りその趣旨に合致したものとなっています。

活性化原則

郵便貯金の資金が民間市場に還流され市場メカニズムと乖離した巨額資金の運用主体が解消することにより、市場メカニズムが有効に働く資金の流れが回復し、その結果、より効率的に資金の配分がなされる民間市場が拡大することとなり、日本経済の活力回復につながる意味で、活性化原則に沿ったものといえます。経営資源をネットワーク活用に集中投下することで、ポストバンクの抱える経営上のリスクを小さくするとともに、規模の縮小で公正な競争条件の実現にも資する結果、金融システムの安定や地域金融の健全性が確保され、この面でも活性化原則の趣旨に合致しています。

整合性原則

「官業ゆえの特典」（隠れた補助金の負担）が解消に向かうほか、ポストバンクの経営破綻リスクも減少し、ネットワーク維持の補助金も整理勘定での運用益の範囲内となり、財政負担も限定されます。また、整理勘定での運用は引き続き国債中心で行われ、満期を迎える定額貯金等の相応の部分を個人向け国債へ振り替えることをはじめ、国債需給安定化に向けた様々な工夫を行えば、国債需給への影響を軽微にとどめることが十分可能です。また、民営化後のポストバンクは民間金融商品の販売も行うこととなり、規制緩和も進展します。以上からみて、整合性原則とも整合的です。

利便性原則

民間金融商品の販売等によるポストバンクの業務範囲の拡大や郵貯 A T M を含め郵便局ネットワークの他の民間金融機関への開放により、利用者利便の向上が期待できるほか、競争が活発化し創意工夫が促される面もあり、利便性原則とも整合的です。

資源活用原則、 配慮原則

定額貯金等に係る事務取扱手数料の支払いや運用益の配分により、最長10年の準備期間を確保したうえでネットワークや人員の合理化を進めていくことが可能になり、資源活用原則や配慮原則にも反しないと考えられます。

資料7 経済財政諮問会議の基本原則（2003年10月3日）

1. 「官から民へ」の実践による経済活性化を実現する（活性化原則）
（経済の活性化に資する形で、郵政三事業を実物経済及び資金循環の両面における民間市場システムに吸収統合する）
2. 構造改革全体との整合性のとれた改革を行う（整合性原則）
（金融システム改革、規制改革、財政改革等との整合性をとる）
3. 国民にとっての利便性に配慮した形で改革を行う（利便性原則）
（郵政が国民や地域経済のために果たしてきた役割、今後果たすべき役割、利便性に十分配慮する）
4. 郵政公社が有するネットワーク等のリソースを活用する形で改革を行う（資源活用原則）
（郵便局ネットワーク等が活用されるよう十分配慮する）
5. 郵政公社の雇用には、十分配慮する（配慮原則）

6. おわりに

郵政民営化問題については、現在、小泉総理大臣のリーダーシップの下、経済財政諮問会議において、本年春頃の間接報告、同秋頃の最終報告とりまとめに向けて、具体的な検討が進められています。

小泉内閣が掲げる経済活性化や金融システムの安定化といった目標を達成するためには、郵政民営化は避けて通れない課題であり、こうした認識のもと、本提言では、私どものこれまでの主張を踏まえ、かつ、実現可能性という観点に極力配慮して、郵便貯金の具体的改革案を提示しています。

本提言で示した具体的改革案は、経営リスクの大きい定額貯金等の新規受入を停止し整理勘定に分離する一方で、分離後の郵便貯金（ポストバンク）の業務の主軸を郵便局ネットワークを通じた決済サービス提供や金融商品販売に置くビジネスモデルを採用することにより、経済活性化や構造改革、国民の利便性向上などといった経済財政諮問会議の基本原則にも整合的であるほか、国債の需給にも配慮したものと考えています（資料8）。

私どもは、本提言が、2007年の郵政民営化の実現に向け、今後の実りある郵政民営化の議論のベース・オピニオンとして十分活用されることを強く希望いたします。

資料8 国債需給への配慮

既存国債

長期かつ安定的保有

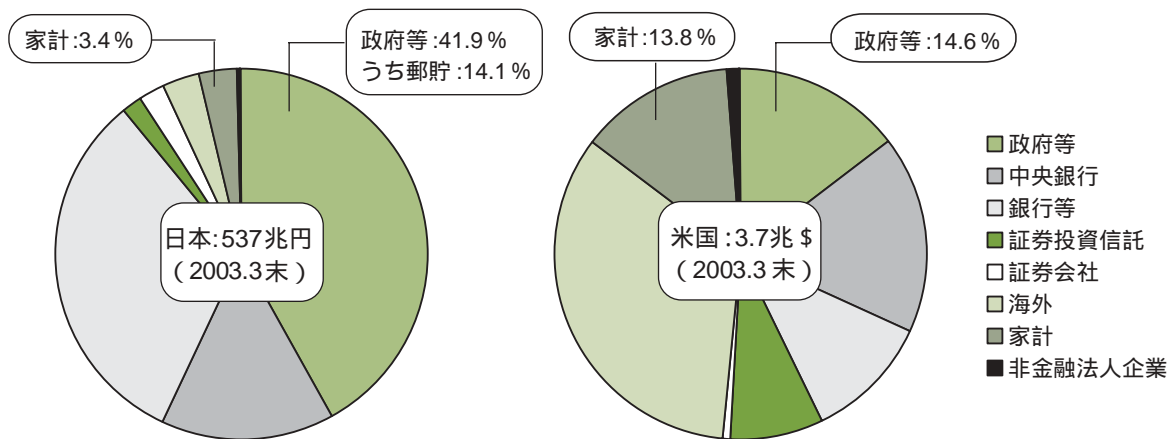
整理勘定で保有する国債はできる限り長期かつ安定的に保有する。定額貯金等の払い戻しに際して資金が必要な場合は、まずは整理勘定において保有する国債を担保とした借入を活用する等、国債売却により市場に影響を与えないよう十分配慮する。また、整理勘定に所属する財政融資資金預託金の返済金も原則、国債で運用する。

新発国債

個人向け国債の販路拡大

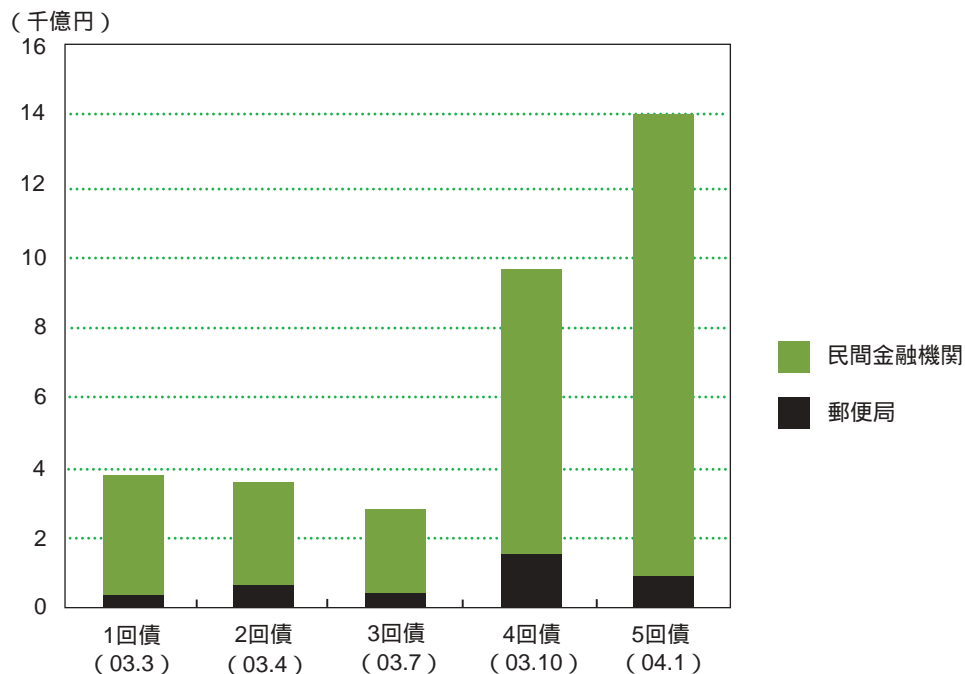
ポストバンクへの移行により郵便貯金の規模が縮小することに伴い、将来的に郵便貯金が保有する国債が減少することが見込まれるが、商品性の多様化などの工夫や民間金融機関のほか郵便局における個人向け国債の積極販売などにより、米国に比べて著しく低い家計部門（右図参照）への販路を拡大する（郵貯を通じた間接保有から家計の直接保有へ）。あわせて、ポストバンクや整理勘定の資金運用を国債中心に行うことにより、新発国債の市中での安定的消化を実現する。

日本および米国における国債保有者別内訳



資料：公的債務管理政策に関する研究会・報告書（2003.11.25）
 （注）家計には、慈善団体・学校等の対家計民間非営利団体を含む。

（参考）個人向け国債の販売状況



資料：財務省、日本郵政公社
 （注）民間金融機関には証券会社等を含む。

参考資料

参考資料 1-1 民間金融機関の拠点のない市町村（2003年8月15日現在）

都道府県	郡	町 村	人 口	世 帯 数	面 積
東 京 都		御蔵島村	287人	139世帯	20.58km ²
		青ヶ島村	197	118	5.98
愛 知 県	北設楽郡	富山村	216	97	34.78
奈 良 県	吉野郡	上北山村	881	407	274.05
鹿 児 島 県	鹿 児 島 郡	三島村	395	212	31.36
		十島村	679	382	101.35
沖 縄 県	島尻郡	座間味村	1,045	532	16.74

【以上計 7村（全国3,207市町村中）】

【備考】民間金融機関のATMのみが存在する町村として、栗山村（栃木県塩谷郡）、上津江村（大分県日田郡）、河内村（石川県石川郡）がある。

- (注)1. 人口、世帯数は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2003年3月31日現在）」（総務省ホームページ）による。
 2. 面積は、「全国都道府県市区町村別面積調（2003年4月1日現在）」（国土地理院ホームページ）による。
 3. 民間金融機関とは、銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協等。
 4. 民間金融機関の拠点の有無は、全国銀行協会調べ。

（参考）過疎地域における民間金融機関と郵便局の店舗配置状況

民間金融機関：3,913 郵便局：4,501

- (注)1. 過疎地域とは、「過疎地域自律促進特別措置法」に基づき公示された市町村。
 2. 民間金融機関は2003年8月15日現在、郵便局は2002年3月末。
 3. 民間金融機関は全国銀行データ通信センター「金融機関支店ファイル」等に基づき全国銀行協会調べ。
 郵便局は日本郵政公社調べ。

参考資料 1 - 2 民間金融機関のCD・ATM、為替のネットワーク

【CD・ATMネットワーク】

(2003年3月末)

提携業態	加盟金融機関数	CD・ATM設置台数
都市銀行 (BANCS)	7	27,499
地方銀行 (ACS)	64	35,146
信託銀行 (SOCS)	5	796
長期信用銀行、商工中金 (LONGS)	3	241
第二地銀協加盟行 (SCS)	53	12,518
信用金庫 (しんきんネットキャッシュサービス)	326	19,656
信用組合 (SANCS)	160	2,485
労働金庫 (ROCS)	21	2,359
系統農協・信漁連 (全国農協貯金ネットサービス)	1,066	13,328
合 計	1,705	114,028 (注)
(参考) 郵便局	1	26,123

(注) この他、IYバンク銀行のATMが7,154台ある(2004年1月15日現在)

【全国銀行データ通信システム】

(2003年6月末)

参加金融機関	加盟金融機関数
都銀、地銀、信託、長期信用、第二地銀協加盟銀行	136
しんきん中金・信用金庫	327
全信組連・信用組合	185
農林中央金庫、信連、信漁連、農協	1,034
外銀、労金連・労働金庫、商工中金等	30
合 計	1,712 (37,822店舗)
(参考) 郵便局 (2003年3月末)	1 (24,791局)

参考資料2 ポストバンクの経営（貸借対照表・損益計算書〔試算〕）

郵便貯金事業特別会計の2003年3月末の財務諸表をもとに一定の前提を置いて試算。

なお、預金者等貸付金は、国債等担保貸付金をポストバンクに、ゆうゆうローンを整理勘定に移管するが、ここでは全額をゆうゆうローンと見なして試算している。

ポストバンク 貸借対照表

（単位：兆円）

資産勘定	55
日本銀行預金等	1
有価証券	48
国債	42
地方債	3
公庫公団債等	1
社債等	1
外国債	1
貸付金	
寄託金	5
その他	1
合計	55

（単位：兆円）

負債勘定	52
通常郵便貯金	51
未払費用等	0
積立金	1
本年度利益金	2
合計	55

（注1）日本銀行預金等は、郵貯全体の残高における通常貯金の割合（21.9%）で按分したものの。

（注2）有価証券には購入証券経過利子を含む。

（注3）有価証券は、残存期間が3年以下の債券（ただし、中期国債については3年以下の債券および3年超5年以下の債券9.0兆円のうち8.3兆円（91.5%）の合計額）の合計額。

（注4）寄託金は、残存期間が3年以下のもの合計額。

（注5）その他資産の未収収益および未払費用等は、郵貯全体の残高における通常貯金の割合（21.9%）で按分したものの。

（注6）積立金および本年度利益金は、全額ポストバンクに計上している。

整理勘定 貸借対照表

（単位：兆円）

資産勘定	183
日本銀行預金等	3
財政融資資金預託金	129
有価証券	42
国債	30
地方債	7
公庫公団債等	2
社債等	2
外国債	2
貸付金	2
寄託金	6
その他	0
合計	183

（単位：兆円）

負債勘定	183
定額郵便貯金	167
定期郵便貯金	14
その他貯金	1
未払費用等	1
積立金	
本年度利益金	
合計	183

（注1）日本銀行預金等は、郵貯全体の残高における通常貯金以外の貯金の割合（78.1%）で按分したものの。

（注2）財政融資資金預託金は預託金の総額177兆円と借入金48兆円と相殺した計数。

（注3）有価証券には購入証券経過利子を含む。

（注4）有価証券は、残存期間が3年超の債券（ただし、中期国債については5年超の債券および3年超5年以下の債券9.0兆円のうち0.8兆円（8.5%））の合計額。

（注5）貸付金は、預金者等貸付金（ゆうゆうローン）と地方公共団体貸付金の合計額。

（注6）寄託金は、残存期間が3年超のもの合計額。

（注7）その他資産の未収収益および未払費用等は、郵貯全体の残高における通常貯金以外の貯金の割合（78.1%）で按分したものの。

ポストバンク 損益計算書

収益

(単位：億円)

運用収入	8,039
貸付金利子	
有価証券利子	6,468
寄託金利子	1,324
その他	246
雑収入	1
合計	8,040

費用

(単位：億円)

支払利子	78
通常郵便貯金利子	78
諸支出金	289
預金保険料および諸税	708
事務取扱費繰入	2,213
価格変動準備金繰入	615
合計	3,903
税引前利益	4,137

- (注1) 上記収益には、改革後の国債・民間金融商品の販売に係る手数料収入、整理勘定の剰余金からの補助金を含んでいない。
- (注2) 有価証券利子・その他運用収入中の売却及償還金および諸支出金中の消費税および売却及償還差額補填金は全体の有価証券におけるポストバンクの持分(47.7兆円：53.0%)で按分したものの。
- (注3) 寄託金利子は、郵貯全体の寄託金のうち、残存期間が3年以下のもの割合(47.4%)で按分したものの。
- (注4) その他運用収入(除・売却及償還益)・雑収入および諸支出金中の諸払戻及補填金・事務取扱費繰入は、郵貯全体の残高における通常貯金の割合(21.9%)で按分したものの。
- (注5) 預金保険料および諸税は、全銀協試算の「官業ゆえの特典」(資料2参照)のうち、預金保険料と経常費用としての税について、郵貯全体の残高における通常貯金の割合(21.9%)で按分したものの。
- (注6) 価格変動準備金繰入は、郵貯全体の有価証券におけるポストバンクの持分(47.7兆円：53.0%)で按分したものの。

整理勘定 損益計算書

収益

(単位：億円)

運用収入	40,322
財政融資資金預託金利子	32,535
貸付金利子	150
有価証券利子	5,760
寄託金利子	1,525
その他	353
雑収入	4
合計	40,326

費用

(単位：億円)

支払利子	19,115
定期性郵便貯金等利子	19,115
諸支出金	307
事務取扱費繰入	7,897
価格変動準備金繰入	548
合計	27,867
剰余金	12,460

- (注1) 財政融資資金預託金利子は、預託金利子の総額4.7兆円と借入金利子1.5兆円を相殺した計数。
- (注2) 有価証券利子・その他運用収入中の売却及償還金および諸支出金中の消費税および売却及償還差額補填金は、郵貯全体の有価証券における整理勘定の持分(42.5兆円：47.0%)で按分したものの。
- (注3) 寄託金利子は、郵貯全体の寄託金のうち、残存期間が3年超のもの割合(52.6%)で按分したものの。
- (注4) その他運用収入(除・売却及償還益)・雑収入および諸支出金中の諸払戻及補填金・事務取扱費繰入は、郵貯全体の残高における通常貯金以外の貯金の割合(78.1%)で按分したものの。
- (注5) 価格変動準備金繰入は、郵貯全体の有価証券における整理勘定の持分(42.5兆円：47.0%)で按分したものの。

✦ 又 毛 ✦

✦ ム 毛 ✦

全 国 銀 行 協 会

〒100-8216 千代田区丸の内1 3 1

電 話 東京 (03) 3216 3761